

字治市宇治琵琶33 発行 字 治 市 政 策 経 営 部 行 政 経 営 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (制南山城複写センター

自一次

告示
○告示第60号 農地中間管理事業に関する協議結果の公表
消防本部
○訓令甲第2号 消防機械器具の保管取扱い及び運行に関する規程の-
部を改正する規程2
教 育 委 員 会
○告示第5号 教育委員会の招集 2
監 査 委 員
○公表第6号 定期監査の結果に基づく措置の通知2
○公表第7号 定期監査の結果に基づく措置の通知3
公 営 企 業
○公告第5号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し3

宇治市告示第60号

農地中間管理事業に関する協議結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101 号)第26条第1項の規定により次のとおり公表します。

平成30年4月6日

宇治市長 山本 正

1 協議の場を設けた区域の範囲

宇治市地区 (宇治市内集落)

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月13日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが 見込まれる農業者の状況

5 5 経営体数

法人 4 経営体 5 1 経営体

集落営農(任意組織) 0組織 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。 5 当該区域における地域農業の将来の在り方

新規参入を促進する。 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手に対し、農地中間管理機構の活用を促す。

※消、防、本、部、※

宇治市消防本部訓令甲第2号

消防機械器具の保管取扱い及び運行に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月26日

宇治市消防長 中谷 俊哉

消防機械器具の保管取扱い及び運行に関する規程の一部を改 下する規程

消防機械器具の保管取扱い及び運行に関する規程(昭和56年宇

治市消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第26条各号列記以外の部分中「簿冊は、次により」を「署長は、次の各号に掲げる簿冊を」に、「、整理しなければ」を「、及び整理しなければ」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) ホース管理簿

第26条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(掲示済)

教育委員会

宇治市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年3月26日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年3月27日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所501会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

- 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 専決事項の報告について
 - 5 宇治市適応指導教室要綱の一部を改正する要綱を制 定するについて
 - 6 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正 する規則を制定するについて
 - 7 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に 伴う関係規則の整理に関する規則を制定するについ て
 - 8 市職員を任免するについて
 - 9 専決事項の報告について

(掲示済)

※※監※査※委※員※※

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の 規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成30年3月26日

宇治市監査委員

小 山 茂 樹

森 真 二

水谷修

1 監査の結果を公表した日

平成 30 年 2 月 22 日 (宇治市監査委員公表第 1 号)

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

 監査対象
 都市整備部 公園緑地課

 監査期間
 平成29年9月25日 ~ 11月20日

監査結果(指摘事項) 措置状況等(改善内容)

レストランの施設使用料及び電気・水道料金について、 納期限後の納付が見受けられた。施設使用者に対し適正に 遵守するよう施設使用者に指導するとともに、当課におけ

指導されたい。 なお、平成26年度の前回定期監査等において、収入事務 会託者が領収した現金を、本市の指定金融機関等へ入金するまでの期間を短縮するよう検討を求めたが、改善が見受けられなかった。適正な事務の執行を強く求める。

る点検を徹底します。 また、収入事務受託者が本市の指定金融機関等へ入金する期間に関する指摘につきましては、現在、収入事務受託者と期間の短縮に向けての調整を行っているところであり、平成30年度中に改善を図ります。

監査対象 都市整備部 都市計画課 11日20日 平成29年9月29日

□ <u>監</u>							
		監査結果(指摘事項)	措置状況等(改善内容)				
	1	証明手数料収入状況について 窓口で領収した現金の指定金融機関への入金に遅れが見受 けられた。適正な事務の執行に努められたい。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と手数料収入を徴収する職員が密に連携するよう指導しました。また、事務引継書に注意すべき内容として記載させ、課内回覧しました。現在の状況と致しましては、平成29年11月以降、窓口で領収した現金は、金庫で保管後、半月以内に指定金融機関に入金しております。				
	2	冊子等売却等収入状況について 平成26年度の前回定期監査において、窓口で領収した現金 の指定金融機関への入金に遅れが見受けられたと指摘した 点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な 事務の執行を強く求める。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と売却等収入を徴収する職員が密に連携するよう指導しました。また、事務引機書に注意すべき内容として記載させ、課内回覧しました。現在の状況と致しましては、平成29年11月以降、窓口で領収した現金は、金庫で保管後、半月以内に指定金融機関に入金しております。				

(掲示済)

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の 規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成30年3月26日

宇治市監査委員 小 山 茂 樹

> 森 真 二 水 谷 修

1 監査の結果を公表した日

平成 29 年 2 月 28 日 (宇治市監査委員公表第 3 号)

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 教育部 生涯学習課

平成28年12月5日 ~ 平成29年1月25日 監查期間

	監査結果(指摘事項)	措置状況等(改善内容)
1	総合野外活動センターの使用料収入状況について、使用料の徴収時期等、関係例規及び委託契約書の定めと異なる処理が見受けられた。 また、使用料の減免に係る事務手続に不備が見受けられた。	使用料の徴収時期については、使用料の徴収事務委託契約 書の文言を変更し、平成29年度の委託契約時に改善を図り ました。 また、使用料の減免については、宇治市総合野外活動セン ター条例において、これまで定めていた減免後の使用料を 減免ではなく使用料として条例に定めるよう改正し、事務 手続の改善を図りました。

(掲示済)

公常☆企業☆

宇治市上下水道事業公告第5号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の11の規定によ

り、次に掲げる宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しま したので、公告します。

平成30年4月6日

宇治市長 山本 正

指定番号 第326号 フジ原水道